

## 基準（案）に係る補足説明

### 1 施設・事業と新制度基準の関係

施設・事業の区分	事業等の認可	給付対象の確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園</li> <li>・保育所</li> </ul>	都条例(認可基準)	市条例(運営基準)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業</li> </ul>	市条例(認可基準)	

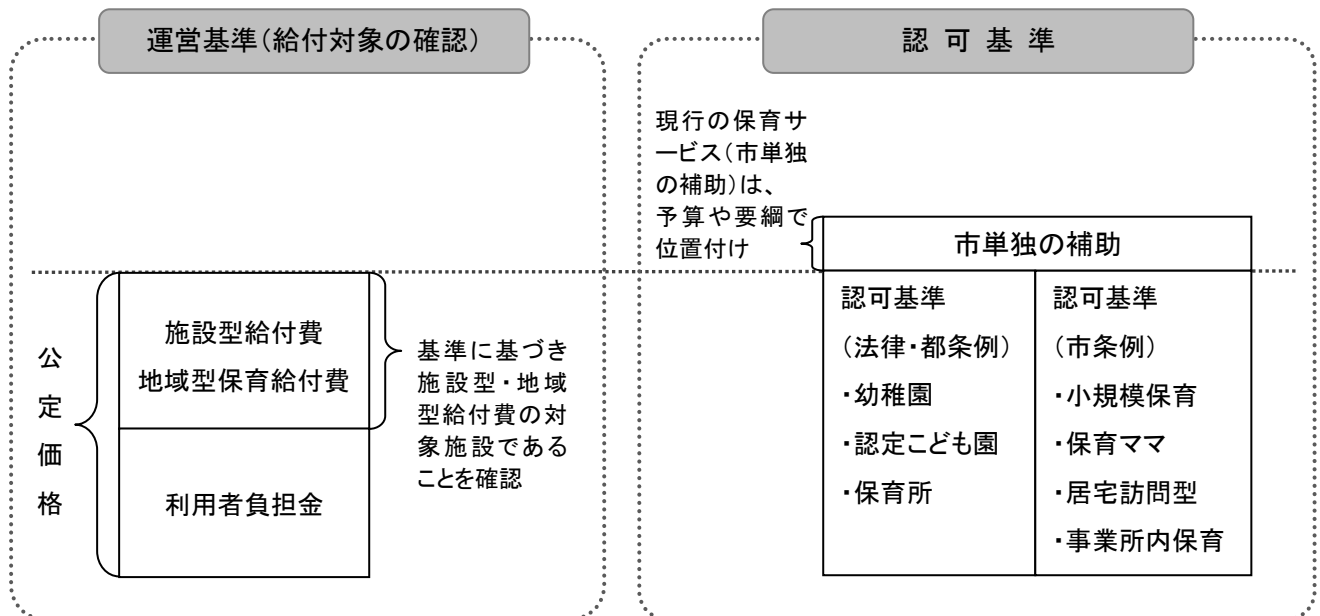
### 2 運営基準と施設型給付費・地域型保育給付費の関係

#### (1) 運営基準（給付対象の確認）

新制度で新しく導入される制度で、市は運営基準に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業が施設型給付費又は地域型保育給付費の支給対象であるかの確認を行う。

#### (2) 現行の保育サービス

都の認可基準を上回る現行の保育サービスは、市が予算に基づき、認可保育所に財政支援している。



#### 【国基準とする根拠】

◇運営基準は、認可基準に合わせる必要がある。

- ・認可基準と運営基準を異なる条件とした場合、認可はされても、給付されないということが生じる。

- ・国基準を満たしているのに西東京市では設置・運営ができない施設・事業が生じる。

◇現行の保育サービスと運営基準とは分けて考える必要がある。

- ・現行の保育サービス（市単独の補助）は、予算や要綱で位置付けて行く。

◇市単独の補助について、条例化により義務とすることは、市が恒常的に負担することになり、財源的な裏付けが必要である。